

新宿区バレーボール連盟 基本方針

ガバナンスコード 原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針

1. 目的

本連盟は新宿区内で活動するチームの加盟に基づいてチーム又は個人技術の向上を図り、相互の連携協力をもってバレーボール競技の普及発展に努め、区民の体位向上と親睦、理解を深めることを主目的とする。(連盟規約第2章目的 第3条)

2. 組織運営、役員について

(1) 役員について

- ・理事及び外部有識者の中から会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事を選出し組織運営の構築に努める。
- ・理事は、本連盟に加盟登録しているチーム関係者及び当連盟に関係あるバレーボール有識者の中から、役員の推薦により選出している。

(2) 連盟総会

- ・連盟総会は原則年度初めに1回開催を行う。(4月開催)
- ・総会においては、事業報告(事業総括・各委員会報告・会計報告・会計監査)及び事業計画(各委員会計画・会計予算)を加盟登録団体代表者に提案する。
- ・各加盟団体からの意見や要望を提示することが出来る。

(3) 理事会

- ・理事会は原則年2回開催を行う。
- ・会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事、会計及び監事にて構成され、組織運営上の重要事項等を審議する。
- ・参加者を通じて、各加盟チームからの意見や要望を提示することが出来る。

(4) 常任理事会

- ・常任理事会は原則6月、8月、10月、12月、2月の年5回開催する。
- ・理事長、副理事長、常任理事、理事、会計及び監事にて構成され、組織運営上の問題点等を審議する。

3. 財政について

財政の健全性を図るため、複数人により財政管理を行う。

(1) 総務委員会

- ・組織運営に係る予算の検討を行い、資金の運用、収支を常に管理する。

- ・会計予算案及び収支決算報告書の作成を行う。

(2) 会計担当

- ・理事の中から会計担当者を選出する。
- ・金銭管理を常時行い、金銭の入金及び出金を取扱う。
- ・常に帳簿並びに通帳、現金を確認出来る体制を整える。

(3) 監事

- ・理事以外から監事を選出する。
- ・会計監査を行い、帳簿並びに金銭の確認を行う。
- ・必要に応じて随時監査を行うことが出来る。
- ・年度最後の理事会ならびに連盟総会には会計監査報告を実施する。

2025年6月5日 制定